4 事業承継税制を利用する場合の手続き

1．相続税の納税猶予制度の適用手続き

事業承継にあたって、相続税の納税猶予制度を活用するという方法もあります。

ただし、活用するには、図表２のように様々な手続きが必要になります。以下で、納税猶予制度を活用する際の手続きについて解説します。

(1)　納税猶予開始前の手続き

非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度を適用するためには、都道府県知事*の認定と税務署への申告の手続きが必要となります。

■図表２　相続税の納税猶予についての手続きの流れ

〔提出先〕

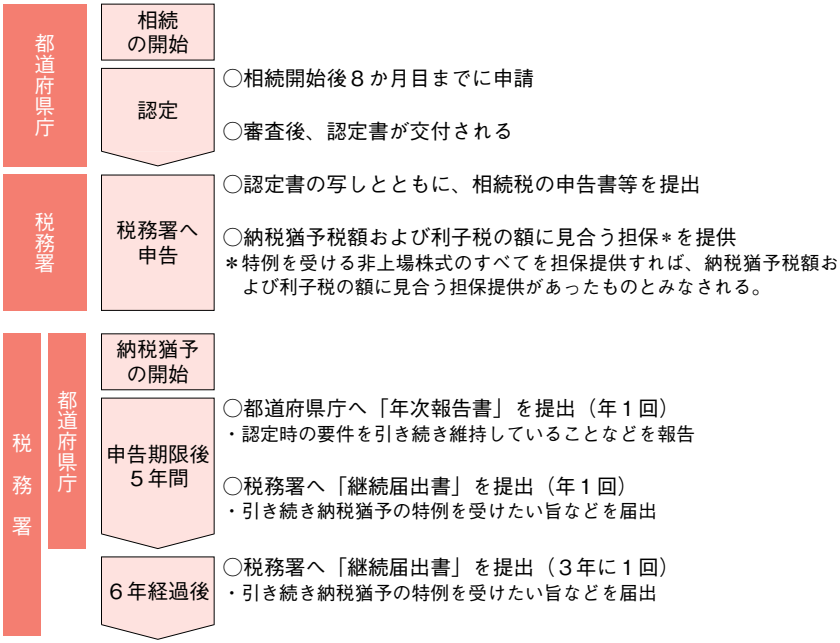

（注）　認定申請書の提出先は「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
出典：中小企業庁HPを基に作成

＊第５次地方分権一括法に基づき、2017（平成29）年４月１日からは都道府県知事が認定することになりました。

具体的には、認定を受けようとする中小企業が相続開始後８か月目までに、「認定申請書（様式第８）」を次ページ図表３のような添付書類とともに各都道府県庁へ提出します。提出後、当該認定書が審査され、認定書が交付されます。

次に、後継者相続人は、当該認定書の写しとともに相続税の申告書等を所轄税務署へ提出します。提出の際には、相続税の申告書のほかに、「非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書」（第８の２表の付表１／74ページ参照）、および「株式等納税猶予税額の計算書」（第８の２表／73ページ参照）等を作成して添付するとともに、図表４のような添付書類も所轄税務署に提出する必要があります。

また後継者相続人は、納税猶予税額および利子税の額に見合う担保提供をしなければなりません。ただし、特例を受ける非上場株式のすべてを担保提供した場合には、納税猶予税額および利子税の額に見合う担保提供があったものとみなされます。

(2)　納税猶予開始後の手続き

経営承継期間は原則、相続税の申告期限の翌日から５年を経過する日ですが、経営承継期間内においては、認定会社は、都道府県庁へ「年次報告書」を年１回提出し、認定時の要件を引き続き維持していることなどを報告します。報告の期限は相続報告基準日の翌日から３か月を経過する日です。相続報告基準日（以下、「第１基準日」といいます）とは、相続申告期限の翌日から起算して１年を経過するごとの日（応当日）です。

後継者相続人は、所轄税務署に対し「非上場株式等についての相続税の納税猶予の継続届出書」（86-8ページ参照）を年１回提出し、引き続き納税猶予の特例を受けたい旨を届けます。その際、「認定承継会社に関する明細書」（86-9ページ参照）も作成し、当該届出書に添付します。

届出書の提出期限は、第１基準日翌日から５か月を経過する日です。

経営承継期間経過後は、上記継続届出書を３年に１回提出することとなります。

提出期限は、第２基準日の翌日から３か月を経過する日です。第２基準日とは、経営承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日です。

■図表３　都道府県知事認定申請のための添付書類

・定款および株主名簿の写し ・登記事項証明書 ・遺言書または遺産分割協議書の写しおよび相続税の見込額を記載した書類※ ・従業員数証明書 ・貸借対照表、損益計算書等 ・上場会社または風俗営業会社でない旨の誓約書 ・被相続人、相続人および株式を保有している親族の戸籍謄本または抄本

出典：中小企業庁HP
※贈与税の場合は、贈与契約書の写し等が必要。

■図表４　所轄税務署への提出資料

主な作成書類	・相続税の申告書 ※非上場株式等の明細書および納税猶予分の相続税額の計算に関する明細書等を添付
主な添付書類	・都道府県知事から交付された認定書の写し ・都道府県庁へ提出した認定申請書の写し ・定款および株主名簿の写し ・登記事項証明書 ・従業員数証明書 ・後継者の戸籍謄本または抄本 ・遺言書または遺産分割協議書の写しおよび相続人全員の印鑑証明書※（遺産分割協議書に押印したもの） ・貸借対照表、損益計算書等

出典：中小企業庁HP
※贈与税の場合は、贈与契約書の写し等が必要。

２．贈与税の納税猶予制度の適用手続き

(1)　納税猶予開始前の手続き

非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度を適用する際にも、都道府県知事の認定と税務署への納税申告の手続きが必要となります。

具体的には、認定を受けようとする中小企業が、贈与の翌年１月15日までに、「認定申請書（様式７）」を別紙のような添付書類とともに各都道府県庁へ提出します。当該認定書が審査され、認定書が交付されます。

後継者受贈人は、当該認定書の写しとともに、贈与税の申告書等を所轄税務署へ提出します。また後継者受贈人は、納税猶予税額および利子税の額に見合う担保提供をしなければなりません。ただし、特例を受ける非上場株式

のすべてを担保提供した場合には、納税猶予税額および利子税の額に見合う担保提供があったものとみなされます。

(2)　納税猶予開始後の手続き

経営贈与承継期間は、原則、贈与税の申告期限後５年間ですが、経営贈与承継期間内においては、認定法人は、都道府県庁へ「年次報告書」を年１回提出し、認定時の要件を引き続き維持していることなどを報告します。報告の期限は贈与報告基準日の翌日から３か月を経過する日です。

贈与報告基準日（以下「第１基準日」といいます）とは、贈与申告期限の翌日から起算して１年を経過するごとの日（応当日）です。

後継者受贈人は、所轄税務署に対し「非上場株式等についての贈与税の納税猶予の継続届出書」を年１回提出し、引き続き納税猶予の特例を受けたい旨を届けます。その際、「認定贈与承継会社に関する明細書」も作成し、当

■図表５　贈与税の納税猶予についての手続きの流れ

〔提出先〕

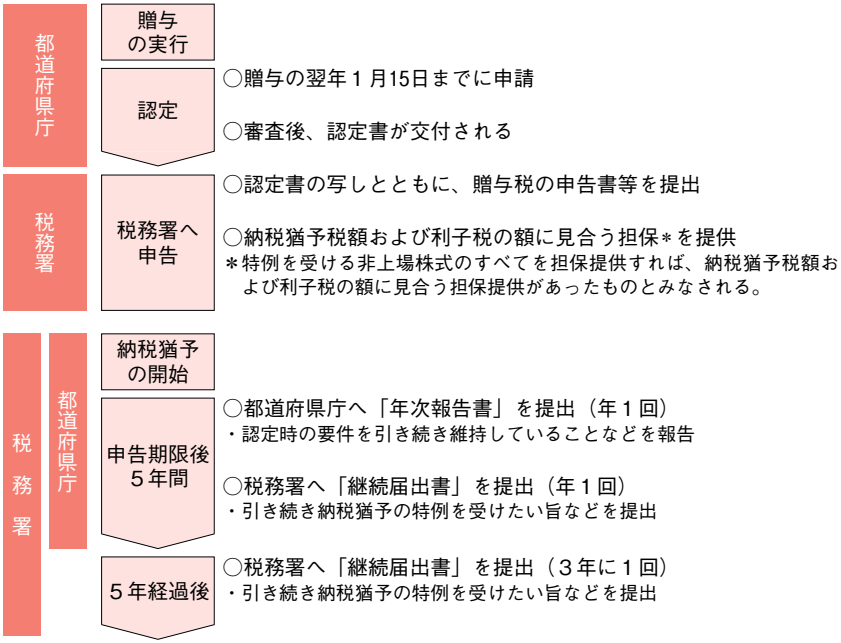

（注）　認定申請書の提出先は「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
出典：中小企業庁HPを基に作成

該届出書に添付します。

届出書の提出期限は、第１基準日翌日から５か月を経過する日です。経営贈与承継期間経過後は、同届出書を３年に１回提出することとなります。提出期限は、第２基準日の翌日から３か月を経過する日です。第２基準日とは、経営贈与承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日です。

３．特例制度における相続税の納税猶予制度の適用手続き

(1)　納税猶予開始前の手続き

平成30年度税制改正において創設された特例制度は、10年間の時限措置であり、2018年１月１日から2027年12月31日までに行われた相続または遺贈、

■図表６　特例制度における相続税の納税猶予についての手続きの流れ

〔提出先〕

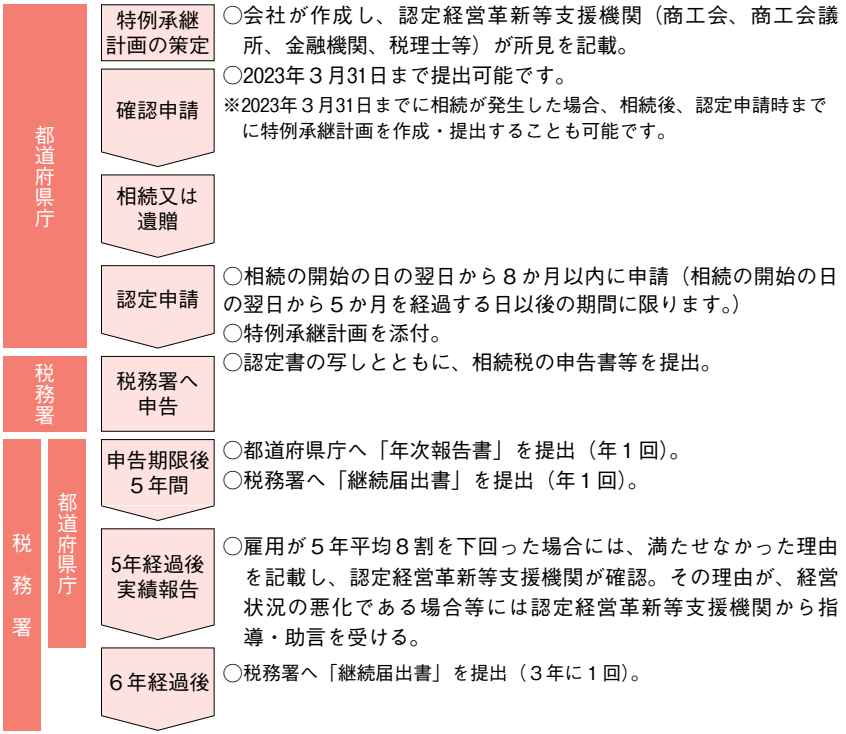

(注) 1　特例承継計画の提出先は「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
　　2　2018年１月１日以降の相続について適用することができます。
出典：中小企業庁HPを基に作成

贈与について適用されます。

特例制度の適用を受けるには、まず特例承継計画を策定する必要があります。特例承継計画には、後継者の氏名や事業承継の予定時期、承継時までの経営見通し、承継後５年間の事業計画等を記載します。そのうえで、認定経営革新等支援機関による所見も記載する必要があります。認定経営革新等支援機関とは、中小企業経営についての専門知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。具体的には、商工会や商工会議所のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が認定されています。

特例承継計画の策定が終われば、それを添付のうえ都道府県庁に提出（確認申請）し、確認を受けなければなりません。この特例承継計画の提出期限は2023年３月31日までとなっており、特例制度の適用期限（2027年12月31日まで）とは異なりますので注意が必要です。

相続（または遺贈）が発生したときは、相続開始の日の翌日から５か月を経過する日以後～８か月以内に、都道府県知事に認定申請します。

また、税務署に対しては、その認定書の写しとともに、相続税の申告書等を提出します。

なお、特例承継計画は事前（相続発生前）の提出が必要ですが、2023年３月31日までに先代経営者が死亡した場合は、相続後に特例承継計画を作成・提出することが認められています。

特例承継計画の記載例（製造業の場合）は、75ページに掲載しています。中小企業庁のホームページには、小売業とサービス業の記載例も掲載されていますので、ご参照ください。

また、認定申請書（第一種特例相続認定中小企業者に係る認定申請書〈様式８の３〉）は、79ページに掲載しています。中小企業庁のホームページには、相続および贈与後に行う認定申請の申請書記載例も掲載されています。

■図表７　都道府県に特例承継計画の確認申請をする際の提出書類

・確認申請書（特例承継計画）原本１部、写し１部
・履歴事項全部証明書
・従業員数証明書
・その他、確認の参考となる書類
・返信用封筒

■図表８　都道府県に特例の認定申請をする際の提出書類（相続・遺贈の場合）

・認定申請書（原本１部、写し１部）
・定款の写し
・株主名簿
・登記事項証明書
・遺言書または遺産分割協議書および相続税額の見込み額を記載した書類
・従業員数証明書
・相続認定申請基準年度の決算書類
・上場会社等および風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書
・特別子会社・特定特別子会社に関する誓約書
・被相続人・相続人・その他の一定の親族の戸籍謄本等
・特例承継計画またはその確認書
・その他、認定の参考となる書類
・返信用封筒

(2)　納税猶予開始後の手続き

申告期限後５年間は、毎年（年１回）、都道府県庁に対しては「年次報告書」を、税務署に対しては「継続届出書」を提出する必要があります。

５年間経過後に、雇用が５年平均８割を下回った場合でも、認定が取り消されることはありませんが、その理由を都道府県に報告しなければなりません。その報告にあたっては、認定経営革新等支援機関が５年平均８割を満たせなかった理由を確認し、雇用が減少した理由について所見を記載する必要があります。また、当該企業が申告した雇用減少の理由が経営悪化等の場合

は、認定経営革新等支援機関は経営改善のための指導・助言をその企業に行うこととされています。

申告期限後６年目以降は、３年に１回、税務署に「継続届出書」を提出します。

４．特例制度における贈与税の納税猶予制度の適用手続き

(1)　納税猶予開始前の手続き

贈与の場合も、特例制度の適用を受けるには、まず特例承継計画を策定する必要があります。特例承継計画には認定経営革新等支援機関による所見を記載することが必要であること、特例承継計画を添付のうえ都道府県庁に提

■図表９　特例制度における贈与税の納税猶予についての手続きの流れ

〔提出先〕

都道府県庁	特例承継計画の策定	○会社が作成し、認定経営革新等支援機関（商工会、商工会議所、金融機関、税理士等）が所見を記載。
	確認申請	○2023年３月31日まで提出可能です。 ※2023３月31日までに贈与を行う場合、贈与後、認定申請時までに特例承継計画を作成・提出することも可能です。
	贈与	
	認定申請	○贈与年の10月15日～翌年1月15日までに申請。 ○特例承継計画を添付。
税務署	税務署へ申告	○認定書の写しとともに、贈与税の申告書等を提出。 ○相続時精算課税制度の適用を受ける場合には、その旨を明記
都道府県庁	申告期限後５年間	○都道府県庁へ「年次報告書」を提出（年１回）。 ○税務署へ「継続届出書」を提出（年１回）。
都道府県庁	5年経過後実績報告	○雇用が５年平均８割を下回った場合には、満たせなかった理由を記載し、認定経営革新等支援機関が確認。その理由が、経営状況の悪化である場合等には認定経営革新等支援機関から指導・助言を受ける。
税務署	６年経過後	○税務署へ「継続届出書」を提出（３年に１回）。

（注）１　特例承継計画の提出先は「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
　　２　2018年１月１日以降の贈与について適用することができます。
出典：中小企業庁HPを基に作成

出（確認申請）し、確認を受ける必要があることも、相続の場合と同じです。

贈与が行われたときは、特例承継計画を添付のうえ都道府県庁に認定申請をする必要がありますが、この申請は贈与年の10月15日～翌年１月15日までに行わなければなりません。

また、税務署に対しては、その認定書の写しとともに、贈与税の申告書等を提出します。相続時精算課税制度の適用を受ける場合は、その旨を明記します。

■図表10　都道府県に特例の認定申請をする際の提出書類（贈与の場合）

・認定申請書（原本１部、写し１部）
・定款の写し
・株主名簿
・登記事項証明書
・贈与契約書および贈与税額の見込み額を記載した書類
・従業員数証明書
・贈与認定申請基準年度の決算書類
・上場会社等および風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書
・特別子会社・特定特別子会社に関する誓約書
・贈与者・受贈者・その他の一定の親族の戸籍謄本等
・特例承継計画またはその確認書
・その他、認定の参考となる書類
・返信用封筒

(2)　納税猶予開始後の手続き

贈与の場合も、申告期限後５年間は、毎年（年１回）、都道府県庁に対しては「年次報告書」を、税務署に対しては「継続届出書」を提出する必要があります。

５年間経過後に、雇用が５年平均８割を下回った場合は、その理由を都道府県に報告しなければなりません。

申告期限後６年目以降は、３年に１回、税務署に「継続届出書」を提出します。

【記載例：第８の２表　株式等納税猶予税額の計算書】

第８の２表（平成27年分以降用）

株　式　等　納　税　猶　予　税　額　の　計　算　書

被相続人	X
経営承継人（経営承継相続人等・経営相続承継受贈者）	長男A

この計算書は、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に該当する人が非上場株式等についての納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。
（注）　経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人を、以下この計算書（第８の２表）において「経営承継人」と表記しています。

私は、第８の２表の付表１・付表２の「２　特例非上場株式等の明細」又は第８の２表の付表３の「２　特例相続非上場株式等の明細」に記載した会社の株式（出資）のうち各明細の③欄の株式等の数等について非上場株式等についての納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項、同法第70条の７の４第１項、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第64条第２項又は第７項）の適用を受けます。

1　株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)　「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

①　この計算書の経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額		333,335,000 円
②　この計算書の経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（第1表のその人の③欄の金額）		0
③　この計算書の経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額（この計算書の経営承継人の第1表の（①+②）（又は第3表の①欄）の金額）		510,000,000
④　控除未済債務額（①+②−③）の金額（赤字の場合は０）		0
⑤　特定価額（①−④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）		333,335,000
⑥　特定価額の20%に相当する金額（⑤×20%）（1,000円未満切捨て）		66,667,000
⑦　この計算書の経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（この計算書の経営承継人以外の者の第1表の⑥欄（又は第3表の⑥欄）の金額の合計）		94,000,000
⑧　基礎控除額（第2表の㉓欄の金額）		54,000,000
⑨　特定価額に基づく課税遺産総額（⑤+⑦−⑧）		373,335,000
⑩　特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑥+⑦−⑧）		106,667,000

(2)　「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

⑪ 法定相続人の氏名	⑫ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑬法定相続分に応ずる取得金額（⑩×⑫）	⑭相続税の総額の基礎となる税額（第２表の「連算表」で計算します。）	特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ⑮法定相続分に応ずる取得金額（⑩×⑫）	⑯相続税の総額の基礎となる税額（第２表の「連算表」で計算します。）
Y	1/2	円 186,667,000	円 57,666,800	円 53,333,000	円 8,999,900
A	1/6	62,222,000	11,666,600	17,777,000	2,166,550
B	1/6	62,222,000	11,666,600	17,777,000	2,166,550
C	1/6	62,222,000	11,666,600	17,777,000	2,166,550
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑰相続税の総額（⑭の合計額）	92,666,600	⑱相続税の総額（⑯の合計額）	15,499,500

（注）１　③欄の「第１表の（①+②）」の金額は、経営承継人が租税特別措置法第70条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「第３表の①欄」の金額となります。また、⑦欄の「第１表の⑥欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「第３表の⑥欄」の金額となります。
２　⑪及び⑫欄は第２表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2　株式等納税猶予税額の計算

①　（経営承継人の第１表の（⑱+⑳−⑫））の金額	0 円
②　特定価額に基づく経営承継人の算出税額（１の⑰×１の⑤／１の（⑤+⑦））	72,282,918
③　特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）	0
a　（②+③−経営承継人の第１表の⑫）の金額（赤字の場合は０）	72,282,918
④　特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額（１の⑱×１の⑥／１の（⑥+⑦））	6,431,346
⑤　特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）	0
b　（④+⑤−経営承継人の第１表の⑫）の金額（赤字の場合は０）	6,431,346
⑥　経営承継人の第１表の⑥欄に基づく算出税額（その人の第１表の（⑨（又は⑩）+⑪−⑫））（赤字の場合は０）	133,621,182
⑦　（①+a−b−⑥）の金額（赤字の場合は０）	0
⑧　（a−b−⑦）の金額（赤字の場合は０）	65,851,572
⑨　特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が２社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額（注2参照）	
イ　（会社名）＿＿＿＿＿＿＿＿に係る株式等納税猶予税額（⑧×イの株式等に係る価額／１の①）（100円未満切捨て）	00
ロ　（会社名）＿＿＿＿＿＿＿＿に係る株式等納税猶予税額（⑧×ロの株式等に係る価額／１の①）（100円未満切捨て）	00
ハ　（会社名）＿＿＿＿＿＿＿＿に係る株式等納税猶予税額（⑧×ハの株式等に係る価額／１の①）（100円未満切捨て）	00
⑩　株式等納税猶予税額（イ+ロ+ハ）（注３参照）	65,851,500

（注）１　⑥欄の算式中の「第１表の⑨」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「第１表の⑩」の金額とします。
２　⑤欄について、特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が１社のみの場合は、⑨欄の記入は行わず、⑧欄の金額を⑩欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2　特例非上場株式等の明細」の⑤欄並びに第8の2表の付表3の「2　特例相続非上場株式等の明細」の⑤欄の金額をいいます。また、会社が４社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。
３　⑩欄の金額を経営承継人の第１表の「株式等納税猶予税額⑨」欄に転記します。なお、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例、山林についての納税猶予の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、⑩欄の金額によらず、第8の5表の⑫欄の金額を経営承継人の第１表の「株式等納税猶予税額⑨」欄に転記します。

※税務署整理欄	入力		確認			

【記載例：第８の２表の付表１　非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書】

第８の２表の付表１（平成27年分以降用）

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書

被相続人	X
経営承継相続人等	長男A

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等について、その明細を記入します。なお、経営承継相続人等が被相続人から贈与により特例非上場株式等に係る会社の株式等を取得している場合で、その株式等の贈与に係る贈与税の申告において所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の５、同法第70条の３の３又は第70条の３の４の規定の適用を受けているときはこの明細書によらず第８の２表の付表２を使用してください。
この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

1　特例非上場株式等に係る会社

①　会社名	株式会社甲	⑦　相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名	代表取締役	
②　会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	（　　署）			
③　事業種目	一般貨物自動車運送業	⑧　経済産業大臣の認定の状況	認定年月日	平成××年 × 月 × 日
④　相続開始の時における資本金の額	100,000,000 円		認定番号	
⑤　相続開始の時における資本準備金の額	0 円	⑨　会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有	(無)
⑥　相続開始の時における従業員数	120 人			

2　特例非上場株式等の明細

①　相続開始の時における発行済株式等の総数等	②　被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	③　②のうち特例の適用を受ける株式等の数等	④　１株(口・円)当たりの価額(裏面の「2(3)」参照)	⑤　価　額（③ × ④）
(株) 口・円	(株) 口・円	(株) 口・円	円	円
200,000	200,000	133,334	2,500	A 333,335,000

3　納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算

この欄は、「２　特例非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。

①　発行済株式等の総数等の３分の２に相当する数等（２の①×$\frac{2}{3}$）（１株・口・円未満の端数切上げ）	②　経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	③　（①－②）の数等（赤字の場合は０）	④　２の③欄の限度となる数等（③欄の数等と2の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等）
(株) 口・円	(株) 口・円	(株) 口・円	(株) 口・円
133,334	0	133,334	133,334

4　会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第20項第８号の規定に基づき、会社が相続開始前３年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者（裏面の「３(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額（裏面の「３(2)」参照）等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	①　価　額	出資者・贈与者の氏名・名称
・　・						円	
・　・							
・　・							
②　現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）							
③　会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）							
④　現物出資等資産の保有割合（$\frac{②}{③}$）						%	

上記の明細の内容に相違ありません。　　平成　年　月　日

所在地

会社名

代表者氏名　　印

※税務署整理欄	法人管轄署番号	—	入力		確認			

【記載例：施行規則第17条第２項の規定による確認申請書】

〔製造業の場合〕

様式第21

施行規則第17条第２項の規定による確認申請書

（特例承継計画）

●●●● 年 ● 月 ● 日

●●県知事　殿

郵便番号　000-0000
会社所在地　●●県●●市
会　社　名　中小鋳造株式会社
電話番号　***-***-****
代表者の氏名　中小　一郎　　㊞

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第１項第１号の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　会社について

主たる事業内容	銑鉄鋳造製造業
資本金の額又は出資の総額	50,000,000円
常時使用する従業員の数	75円

２　特例代表者について

特例代表者の氏名	中小　太郎
代表権の有無	□有　☑無（退任日　平成29年３月１日）

３　特例後継者について

特例後継者の氏名（１）	中小　一郎
特例後継者の氏名（２）	
特例後継者の氏名（３）	

4　特例代表者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画について

株式を承継する時期（予定）	平成30年10月
当該時期までの経営上の課題	・工作機械向けパーツを中心に需要は好調だが、原材料の値上がりが続き、売上高営業利益率が低下している。 ・また、人手不足問題は大きな課題であり、例年行っている高卒採用も応募が減ってきている。発注量に対して生産が追いつかなくなっており、従業員が残業をして対応している。今年からベトナム人研修生の受け入れを開始したが、まだ十分な戦力とはなっていない。
当該課題への対応	・原材料値上がりに伴い、発注元との価格交渉を継続的に行っていく。合わせて、平成30年中に予定している設備の入れ替えによって、生産効率を上げコストダウンを図っていく。 ・人材確保のため地元高校での説明会への参加回数を増やし、リクルート活動を積極的に行う。またベトナム人研修生のスキルアップのために、教育体制を見直すとともに、５Ｓの徹底を改めて行う。

5　特例後継者が株式等を承継した後５年間の経営計画

実施時期	具体的な実施内容
１年目	・設計部門を増強するとともに、導入を予定している新型ＣＡＤを活用し、複雑な形状の製品開発を行えるようにすることで、製品提案力を強化し単価の向上を図る。 ・海外の安価な製品との競争を避けるため、BtoBの工業用品だけではなく、鋳物を活用したオリジナルブランド商品の開発（BtoC）に着手する。 ・生産力強化のため、新工場建設計画を策定。用地選定を開始する。
２年目	・新工場用の用地を決定、取引先、金融機関との調整を行う。 ・電気炉の入れ替えを行い、製造コストの低下を図る。 ・オリジナルブランド開発について一定の結論を出し、商品販売を開始する。
３年目	・新工場建設着工を目指す。 ・３年目を迎える技能実習生の受け入れについて総括を行い、人材採用の方向性について議論を行う。

４年目	・新工場運転開始を目指すとともに、人員配置を見直す。増員のための採用方法については要検討。 ・少数株主からの株主の買い取りを達成する。
５年目	・新工場稼働による効果と今後との方向性についてレビューを行う。

（別紙）

認定経営革新等支援機関による所見等

1　認定経営革新等支援機関の名称等

認定経営革新等支援機関の名称	●●商工会議所　㊞
（機関が法人の場合）代表者の氏名	中小企業相談所長 △△ △△
住所又は所在地	●●県●●市●－●

2　指導・助言を行った年月日

平成30年　6月　4日

3　認定経営革新等支援機関による指導・助言の内容

大半の株式は先代経営者である会長が保有しているが、一部現経営者の母、伯父家族に分散しているため、贈与のみならず買い取りも行って、安定した経営権を確立することが必要。

原材料の値上げは収益力に影響を与えているため、業務フローの改善によりコストダウンを行うとともに、商品の納入先と価格交渉を継続的に行っていくことが必要。原材料価格の推移をまとめ、値上げが必要であることを説得力を持って要求する必要がある。

新工場建設については、取引先の増産に対応する必要があるか見極める必要あり。最終商品の需要を確認するとともに、投資計画の策定の支援を行っていく。

なお、税務面については顧問税理士と対応を相談しながら取り組みを進めていくことを確認した。

【記載例：第一種特例相続認定中小企業者に係る認定申請書（様式８の３）】

出典：中小企業庁HPの申請書作成例（別紙１および２も同じ）

様式第８の３

第一種特例相続認定中小企業者に係る認定申請書

平成00 年 00 月 00 日

都道府県知事名　殿

郵便番号　〇〇〇－〇〇〇〇
会社所在地　〇〇県〇〇市××〇－〇
会　社　名　株式会社承継商事
電話番号　〇〇〇－〇〇〇〇
代表者の氏名　承　継　太　郎　　印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第１項の認定（同法施行規則第６条第１項第12号の事由に係るものに限る。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 特例承継計画の確認について

施行規則第17条第１項第１号の確認（施行規則第18条第1項又は第2項の変更の確認をした場合には変更後の確認）に係る確認事項	確認の有無		☑有 □無（本申請と併せて提出）
	「有」の場合	確認の年月日及び番号	〇〇年〇〇月〇〇日（××××号）
		特例代表者の氏名	承継　一郎
		特例後継者の氏名	承継　太郎

2　被相続人及び第一種特例経営承継相続人について

相続の開始の日			平成30年１月１日
第一種特例相続認定申請基準日			平成30年６月１日
相続税申告期限			平成30年11月１日
第一種特例相続認定申請基準事業年度			平成29年１月１日から平成29年12月31日まで
総株主等議決権数	相続の開始の直前	(a)	1,000個
	相続の開始の時	(b)	1,000個

被相続人	氏名			承継　一郎
	最後の住所			○○県××市○○×－×
	相続の開始の日の年齢			78歳
	相続の開始の時における過去の法第12条第１項の認定（施行規則第６条第１項第11号又は第13号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の有無			□有　☑無
	代表者であった時期			平成元年４月１日から 平成25年３月31日
	代表者であって、同族関係者と合わせて申請者の総株主等議決権数の100分の50を超える数を有し、かつ、いずれの同族関係者（第一種特例経営承継相続人となる者を除く。）が有する議決権数をも下回っていなかった時期（*）			平成元年４月１日から 平成25年３月31日
	(*)の時期における総株主等議決権数			(c)　1,000個
	(*)の時期における同族関係者との保有議決権数			(d)＋(e)　875個 ((d)＋(e))／(c)　87.5％
	(*)の時期における保有議決権数及びその割合			(d)　800個 (d)／(c)　80％
	(*)の時期における同族関係者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
		承継 花子	○○県××市 ○○×－×	(e)　75個 (e)／(c)　7.5％
	相続の開始の直前における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合			(f)＋(g)　875個 ((f)＋(g))／(a)　87.5％
	相続の開始の直前における保有議決権数及びその割合			(f)　700個 (f)／(a)　70％
	相続の開始の直前における同族関係者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
		承継 花子	○○県××市 ○○×－×	(g)　75個 (g)／(a)　7.5％

<table>
<tr><td rowspan="12">第一種特例経営承継相続人</td><td colspan="4">氏名</td><td colspan="2">承継　一郎</td></tr>
<tr><td colspan="4">住所</td><td colspan="2">○○県○○市××○－○</td></tr>
<tr><td colspan="4">相続の開始の直前における被相続人との関係</td><td colspan="2">☑直系卑属
□直系卑属以外の親族
□親族外</td></tr>
<tr><td colspan="4">相続の開始の日の翌日から5月を経過する日における代表者への就任の有無</td><td colspan="2">☑有　□無</td></tr>
<tr><td colspan="4">相続の開始の直前における役員への就任の有無</td><td colspan="2">☑有　□無</td></tr>
<tr><td colspan="4">相続の開始の時における過去の法第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第7号又は第9号の事由に係るものに限る。）に係る受贈の有無</td><td colspan="2">□有　☑無</td></tr>
<tr><td colspan="4">相続の開始の時における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合</td><td colspan="2">(h)＋(i)＋(j)　875個
((h)＋(i)＋(j))／(b)　87.5％</td></tr>
<tr><td rowspan="4">保有議決権数及びその割合</td><td rowspan="2">相続の開始の直前</td><td>(h)　100個
(h)／(a)　10％</td><td rowspan="2">被相続人から相続又は遺贈により取得した数(*1)</td><td rowspan="2">(i)　700個</td></tr>
<tr><td rowspan="2">相続の開始の時</td><td rowspan="2">(h)＋(i)　800個
((h)＋(i))／(b)　80％</td></tr>
<tr><td colspan="2">(*1)のうち租税特別措置法第70条の7の6第1項の適用を受けようとする株式等に係る数（*2）</td><td colspan="2">700個</td></tr>
<tr><td colspan="2">(*2)のうち第一種特例相続認定申請基準日までに譲渡した数</td><td colspan="2">0個</td></tr>
<tr><td rowspan="2">相続の開始の時における同族関係者</td><td>氏名（会社名）</td><td>住所（会社所在地）</td><td colspan="2">保有議決権数及びその割合</td></tr>
<tr><td>承継 花子</td><td>○○県○○市××○－○</td><td colspan="2">(j)　75個
(j)／(b)　7.5％</td></tr>
</table>

（別紙１）

認定中小企業者の特定資産等について

主たる事業内容		○○の卸売、××の総合販売			
資本金の額又は出資の総額		10,000,000円			
認定申請基準事業年度における特定資産等に係る明細表					
種別		内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分（(*2)を除く。）	承継運送株式会社の株式200株		(1) 10,000,000円	(12) 0円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*2)	—		(2) —円	(13)円 —円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの	A社の株式 20,000株		(3) 2,000,000円	(14) 80,000円
		B投資信託		1,000,000円	10,000円
不動産	現に自ら使用しているもの	○○県○○市○○×× 同上所在の建物 上記に係る建物付属設備（電気工事一式）	本社	(4) 100,000,000円 50,000,000円 500,0000円	(15) 6,000,000円

		○○県△△市○○×－×所在の土地600㎡　のうち３分の２部分 同上所在の建物のうち3F～6F部分 上記に係る建物付属設備(電気工事)	営業所及び従業員宿舎	120,000,000円 30,000,000円 1,000,000円	0円
	現に自ら使用していないもの	○○県△△市○○×－×所在の土地600m㎡のうち3分の2部分 同上所在の建物のうち1F、2F部分 上記に係る建物付属設備(電気工事)	子会社(承継運送株式会社）へ賃貸	(5) 60,000,000円 15,000,000円 250,000円	(16) 0円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの	—	—	(6) —円	(17) —円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの	Cゴルフクラブ会員権 Dリゾート会員権		(7) 3,000,000円 1,000,000円	(18) 0円 0円

絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの	—	—	(8) —円	(19) —円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの	絵画E	社長室展示用	(9) 0円	(20) 2,000,000円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	現金 当座預金 定期預金 保険積立金		(10) 100,000,000円 200,000,000円 30,000,000円 20,000,000円	(21) 0円 0円 10,000円 0円
	経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者等(施行規則第1条第12項第2号ホに掲げる者をいう。)に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	短期貸付金 預け金	承継一郎に対する貸付金 承継運送株式会社への預け金	(11) 5,000,000円 40,000,000円	(22) 0円 0円

特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) 474,750,000円	特定資産の運用収入の合計額	(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22) 5,100,000円
資産の帳簿価額の総額	(24) 1,000,000,000円	総収入金額	(26) 500,000,000円

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">認定申請基準事業年度終了の日以前の5年間（相続の開始の日前の期間を除く。）に経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額</td><td>剰余金の配当等</td><td>(27)
—円</td></tr>
<tr><td>損金不算入となる給与</td><td>(28)
—円</td></tr>
<tr><td>特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合</td><td>(29)＝((23)＋(27)＋(28))／((24)＋(27)＋(28))
47.4%</td><td>特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合</td><td>(30)＝(25)／(26)
1.0%</td></tr>
<tr><td colspan="2">会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*3)の発行の有無</td><td colspan="2">有□　無☑</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(*3)を発行している場合にはその保有者</td><td>氏名(会社名)</td><td colspan="2">住所(会社所在地)</td></tr>
<tr><td>—</td><td colspan="2">—</td></tr>
<tr><td colspan="2">総収入金額(営業外収益及び特別利益を除く。)</td><td colspan="2">450,000,000円</td></tr>
</table>

（別紙２）

認定中小企業者が常時使用する従業員の数及び特別子会社について

1　相続認定中小企業者が常時使用する従業員の数について

常時使用する従業員の数	相続の開始の時 (a)＋(b)＋(c)－(d) 100人
厚生年金保険の被保険者の数	(a) 95人
厚生年金保険の被保険者ではなく健康保険の被保険者である従業員の数	(b) 7人
厚生年金保険・健康保険のいずれの被保険者でもない従業員の数	(c) 1人
役員（使用人兼務役員を除く。）の数	(d) 3人

2　相続の開始の時以後における特別子会社について

区分			特定特別子会社に　該当　／非該当
会社名			承継運送株式会社
会社所在地			○○県△△市○○×－×
主たる事業内容			運輸業
資本金の額又は出資の総額			10,000,000円
総株主等議決権数			(a)　100個
株主又は社員	氏名(会社名)	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
	株式会社 承継商事	○○県○○市 ○－○－○	(b)　100個 (b)／(a)　100％

【記載例：第１表　相続税の申告書】

相続税の申告書

FD3555

第1表（平成28年分以降用）

＿＿＿＿＿＿税務署長
＿＿＿年＿＿月＿＿日 提出

相続開始年月日＿＿＿＿年＿＿月＿＿日

※申告期限延長日　　年　　月　　日

○フリガナは、必ず記入してください。

項目		各人の合計	財産を取得した人
フリガナ		（被相続人）	
氏名		X	Y ㊞
個人番号又は法人番号			↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄としここから記載してください。
生年月日		年　月　日（年齢　歳）	年　月　日（年齢　歳）
住所（電話番号）			〒（　－　－　）
被相続人との続柄／職業			
取得原因		該当する取得原因を○で囲みます。	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
※整理番号			

区分	項目	番号	各人の合計	財産を取得した人
課税価格の計算	取得財産の価額（第11表③）	①	606000000円	66000000円
	相続時精算課税適用財産の価額（第11の２表１⑦）	②		
	債務及び葬式費用の金額（第13表３⑦）	③	2000000	2000000
	純資産価額（①＋②－③）（赤字のときは０）	④	604000000	64000000
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第14表１④）	⑤		
	課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て）	⑥	604000000 Ⓐ	64000000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数／遺産に係る基礎控除額		4人　54000000円 Ⓑ	左の欄には、第２表の②欄の㋺の人数及び㋩の金額を記入します。
	相続税の総額	⑦	158249400	左の欄には、第２表の⑧欄の金額を記入します。
	一般の場合（⑩の場合を除く）あん分割合（各人の⑥／Ⓐ）	⑧	1.00	0.1059602649
	一般の場合　算出税額（⑦×各人の⑧）	⑨	円	16768148円
	農地等納税猶予の適用を受ける場合　算出税額（第３表⑬）	⑩		
	相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（第４表１⑥）	⑪	円	円
各人の納付・還付税額の計算	税額控除　暦年課税分の贈与税額控除額（第４表の２⑰）	⑫		
	税額控除　配偶者の税額軽減額（第５表㋥又は㋭）	⑬		16768148
	税額控除　未成年者控除額（第６表１②、③又は⑥）	⑭		
	税額控除　障害者控除額（第６表２②、③又は⑥）	⑮		
	税額控除　相次相続控除額（第７表⑬又は⑱）	⑯		
	税額控除　外国税額控除額（第８表１⑧）	⑰		
	税額控除　計	⑱		16768148
	差引税額（⑨＋⑪－⑱）又は（⑩＋⑪－⑱）（赤字のときは０）	⑲		0
	相続時精算課税分の贈与税額控除額（第11の２表⑧）	⑳	00	00
	医療法人持分税額控除額（第８の４表２Ｂ）	㉑		
	小計（⑲－⑳－㉑）（黒字のときは100円未満切捨て）	㉒		0
	農地等納税猶予税額（第８表２⑦）	㉓	00	00
	株式等納税猶予税額（第８の２表２⑩）	㉔	00	00
	山林納税猶予税額（第８の３表２⑧）	㉕	00	00
	医療法人持分納税猶予税額（第８の４表２Ａ）	㉖	00	00
	申告納税額（㉒－㉓－㉔－㉕－㉖）　申告期限までに納付すべき税額	㉗	00	00
	申告納税額（㉒－㉓－㉔－㉕－㉖）　還付される税額	㉘	△	△

※税務署整理欄					
申告区分	年分	グループ番号	補完番号	補完番号	
名簿番号	申告年月日	検算印		管理補完	確認

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号　㊞

□ 税理士法第30条の書面提出有
□ 税理士法第33条の２の書面提出有

【記載例：第１表（続）　相続税の申告書（続）】

相続税の申告書(続)

F D 3 5 5 6

第１表（続）（平成28年分以降用）

○フリガナは、必ず記入してください。

項目		財産を取得した人（※申告期限延長日　年　月　日）	財産を取得した人（※申告期限延長日　年　月　日）
フリガナ			
氏名		A　㊞	B　㊞
個人番号又は法人番号		↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄としここから記載してください。	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄としここから記載してください。
生年月日		年　月　日（年齢　歳）	年　月　日（年齢　歳）
住所（電話番号）		〒 （　－　－　）	〒 （　－　－　）
被相続人との続柄／職業			
取得原因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
※整理番号			
課税価格の計算：取得財産の価額（第11表③）	①	510000000 円	150000000 円
課税価格の計算：相続時精算課税適用財産の価額（第11の２表１⑦）	②		
課税価格の計算：債務及び葬式費用の金額（第13表３⑦）	③		
課税価格の計算：純資産価額（①＋②－③）（赤字のときは０）	④	510000000	150000000
課税価格の計算：純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第14表１④）	⑤		
課税価格の計算：課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て）	⑥	510000000	150000000
各人の算出税額の計算：法定相続人の数／遺産に係る基礎控除額			
各人の算出税額の計算：相続税の総額	⑦		
各人の算出税額の計算：一般の場合（⑩の場合を除く）あん分割合（各人の⑥／Ⓐ）	⑧	0.843708609	0.0248344370
各人の算出税額の計算：一般の場合（⑩の場合を除く）算出税額（⑦×各人の⑧）	⑨	133621182 円	3930034 円
各人の算出税額の計算：農地等納税猶予の適用を受ける場合 算出税額（第３表⑬）	⑩		
各人の算出税額の計算：相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（第４表１⑥）	⑪	円	円
税額控除：暦年課税分の贈与税額控除額（第４表の２⑰）	⑫		
税額控除：配偶者の税額軽減額（第５表㋥又は㋭）	⑬		
税額控除：未成年者控除額（第６表１②、③又は⑥）	⑭		
税額控除：障害者控除額（第６表２②、③又は⑥）	⑮		
税額控除：相次相続控除額（第７表⑬又は⑱）	⑯		
税額控除：外国税額控除額（第８表１⑧）	⑰		
税額控除：計	⑱	0	0
差引税額（⑨＋⑪－⑱）又は（⑩＋⑪－⑱）（赤字のときは０）	⑲	133621182	3930034
相続時精算課税分の贈与税額控除額（第11の２表⑧）	⑳	00	00
医療法人持分税額控除額（第８の４表２Ｂ）	㉑		
小計（⑲－⑳－㉑）（黒字のときは100円未満切捨て）	㉒	133621182	3930034
農地等納税猶予税額（第８表２⑦）	㉓	00	00
株式等納税猶予税額（第８の２表２⑩）	㉔	65851500	00
山林納税猶予税額（第８の３表２⑧）	㉕	00	00
医療法人持分納税猶予税額（第８の４表２Ａ）	㉖	00	00
申告納税額（㉒－㉓－㉔－㉕－㉖）：申告期限までに納付すべき税額	㉗	67769600	3930000
申告納税額（㉒－㉓－㉔－㉕－㉖）：還付される税額	㉘	△	△

※税務署整理欄：申告区分／年分／グループ番号／補完番号／名簿番号／申告年月日／管理補完／確認／検算印

【記載例：第１表（続）　相続税の申告書（続）】

相続税の申告書(続)

ＦＤ３５５６

第１表（続）（平成28年分以降用）

○フリガナは、必ず記入してください。

項目		※申告期限延長日　年　月　日 財産を取得した人	※申告期限延長日　年　月　日 財産を取得した人
フリガナ			
氏名		C　㊞	㊞
個人番号又は法人番号		↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄としここから記載してください。	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄としここから記載してください。
生年月日		年　月　日（年齢　歳）	年　月　日（年齢　歳）
住所（電話番号）		〒 （　－　－　）	〒 （　－　－　）
被相続人との続柄／職業			
取得原因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
※整理番号			

区分	項目	番号	財産を取得した人（C）	財産を取得した人
課税価格の計算	取得財産の価額（第11表③）	①	15000000 円	円
	相続時精算課税適用財産の価額（第11の２表１⑦）	②		
	債務及び葬式費用の金額（第13表３⑦）	③		
	純資産価額（①＋②－③）（赤字のときは０）	④	15000000	
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第14表１④）	⑤		
	課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て）	⑥	15000000	000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数／遺産に係る基礎控除額			
	相続税の総額	⑦		
	一般の場合（⑩の場合を除く）あん分割合（各人の⑥/Ⓐ）	⑧	0.0248344370	.
	一般の場合（⑩の場合を除く）算出税額（⑦×各人の⑧）	⑨	3930034 円	円
	農地等納税猶予の適用を受ける場合 算出税額（第３表⑬）	⑩		
	相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（第４表１⑥）	⑪	円	円
各人の納付・還付税額の計算	税額控除 暦年課税分の贈与税額控除額（第４表の２⑰）	⑫		
	税額控除 配偶者の税額軽減額（第５表㋥又は㋬）	⑬		
	税額控除 未成年者控除額（第６表１②、③又は⑥）	⑭		
	税額控除 障害者控除額（第６表２②、③又は⑥）	⑮		
	税額控除 相次相続控除額（第７表⑬又は⑱）	⑯		
	税額控除 外国税額控除額（第８表１⑧）	⑰		
	税額控除 計	⑱	0	
	差引税額（⑨＋⑪－⑱）又は（⑩＋⑪－⑱）（赤字のときは０）	⑲	3930034	
	相続時精算課税分の贈与税額控除額（第11の２表⑧）	⑳	00	00
	医療法人持分税額控除額（第８の４表２Ｂ）	㉑		
	小計（⑲－⑳－㉑）（黒字のときは100円未満切捨て）	㉒	3930034	
	農地等納税猶予税額（第８表２⑦）	㉓	00	00
	株式等納税猶予税額（第８の２表２⑩）	㉔	00	00
	山林納税猶予税額（第８の３表２⑧）	㉕	00	00
	医療法人持分納税猶予税額（第８の４表２Ａ）	㉖	00	00
	申告納税額（㉒－㉓－㉔－㉕－㉖）申告期限までに納付すべき税額	㉗	3930000	00
	申告納税額（㉒－㉓－㉔－㉕－㉖）還付される税額	㉘	△	△

※税務署整理欄									
申告区分	年分	グループ番号	補完番号					補完番号	
名簿番号	申告年月日	管理補完	確認	検算印				管理補完	確認

【記載例：第２表　相続税の総額の計算書】

相続税の総額の計算書

被相続人	X

第２表（平成27年分以降用）

この表は、第１表及び第３表の「相続税の総額」の計算のために使用します。
なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の㋭欄及び㋬欄並びに⑨欄から⑪欄までは記入する必要がありません。

① 課税価格の合計額		② 遺産に係る基礎控除額	③ 課税遺産総額	
㋑（第１表⑥Ⓐ）	円 604,000,000	3,000万円＋（600万円×（Ⓐの法定相続人の数）㋺ 4 人）＝ ㋩ 5,400 万円	㋥（㋑－㋩）	円 550,000,000
㋭（第３表⑥Ⓐ）	,000	㋺の人数及び㋩の金額を第１表Ⓑへ転記します。	㋬（㋭－㋩）	,000

④ 法定相続人（（注）１参照）		⑤ 左の法定相続人に応じた法定相続分	第１表の「相続税の総額⑦」の計算		第３表の「相続税の総額⑦」の計算	
氏名	被相続人との続柄		⑥ 法定相続分に応ずる取得金額（㋥×⑤）（1,000円未満切捨て）	⑦ 相続税の総額の基となる税額（下の「速算表」で計算します。）	⑨ 法定相続分に応ずる取得金額（㋬×⑤）（1,000円未満切捨て）	⑩ 相続税の総額の基となる税額（下の「速算表」で計算します。）
Y	妻	1/2	円 275,000,000	円 96,750,000	円 ,000	円
A	子	1/6	91,666,000	20,499,800	,000	
B	子	1/6	91,666,000	20,499,800	,000	
C	子	1/6	91,666,000	20,499,800	,000	
			,000		,000	
			,000		,000	
			,000		,000	
			,000		,000	
			,000		,000	
法定相続人の数	Ⓐ 人	合計 1	⑧ 相続税の総額（⑦の合計額）（100円未満切捨て）	158,249,400	⑪ 相続税の総額（⑩の合計額）（100円未満切捨て）	00

（注）１　④欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場合には、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。
２　⑧欄の金額を第１表⑦欄へ転記します。財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合は、⑧欄の金額を第１表⑦欄へ転記するとともに、⑪欄の金額を第３表⑦欄へ転記します。

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	10,000千円以下	30,000千円以下	50,000千円以下	100,000千円以下	200,000千円以下	300,000千円以下	600,000千円以下	600,000千円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	－ 千円	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	27,000千円	42,000千円	72,000千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。
⑥欄の金額×税率－控除額＝⑦欄の税額　　⑨欄の金額×税率－控除額＝⑩欄の税額
例えば、⑥欄の金額30,000千円に対する税額（⑦欄）は、30,000千円×15%－500千円＝4,000千円です。

○連帯納付義務について

相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります。

【記載例：第５表　配偶者の税額軽減額の計算書】

第５表（平成21年４月分以降用）

配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人	X

私は、相続税法第19条の２第１項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1　一般の場合

（この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。）

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額

（第１表のⒶの金額）× 〔配偶者の法定相続分〕 1/2 ＝ 302,000,000円

604,000,000円

上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円

㋑※ 160,000,000円

配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格

① 分割財産の価額（第11表の配偶者の①の金額）	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額			⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第１表の配偶者の⑤の金額）	⑥（①－④＋⑤）の金額（⑤の金額より小さいときは⑤の金額）（1,000円未満切捨て）
	② 債務及び葬式費用の金額（第１表の配偶者の③の金額）	③ 未分割財産の価額（第11表の配偶者の②の金額）	④（②－③）の金額（③の金額が②の金額より小さいときは０）		
円 66,000,000	円 2,000,000	円 0	円 2,000,000	円 0	※ 円 64,000,000

⑦ 相続税の総額（第１表の⑦の金額）	⑧ ㋑の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑨ 課税価格の合計額（第１表のⒶの金額）	⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額（⑦×⑧÷⑨）
円 158,249,400	円 64,000,000	円 604,000,000	円 16,768,148

配偶者の税額軽減の限度額	（第１表の配偶者の⑨又は⑩の金額）（第１表の配偶者の⑫の金額） （16,768,148円 － 0円）	㋺ 円 16,768,148
配偶者の税額軽減額	（⑩の金額と㋺の金額のうちいずれか少ない方の金額）	㋩ 円 16,768,148

（注）㋩の金額を第１表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。

2　配偶者以外の人が農業相続人である場合

（この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。）

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額

（第３表のⒶの金額）× 〔配偶者の法定相続分〕 ＝ 円

,000円

上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円

㋒※ 円

配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格

⑪ 分割財産の価額（第11表の配偶者の①の金額）	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額			⑮ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第１表の配偶者の⑤の金額）	⑯（⑪－⑭＋⑮）の金額（⑮の金額より小さいときは⑮の金額）（1,000円未満切捨て）
	⑫ 債務及び葬式費用の金額（第１表の配偶者の③の金額）	⑬ 未分割財産の価額（第11表の配偶者の②の金額）	⑭（⑫－⑬）の金額（⑬の金額が⑫の金額より大きいときは０）		
円	円	円	円	円	※ 円 ,000

⑰ 相続税の総額（第３表の⑦の金額）	⑱ ㋒の金額と⑯の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑲ 課税価格の合計額（第３表のⒶの金額）	⑳ 配偶者の税額軽減の基となる金額（⑰×⑱÷⑲）
円 00	円	円 ,000	円

配偶者の税額軽減の限度額	（第１表の配偶者の⑩の金額）（第１表の配偶者の⑫の金額） （　　円 － 　　円）	㋥ 円
配偶者の税額軽減額	（⑳の金額と㋥の金額のうちいずれか少ない方の金額）	㋭ 円

（注）㋭の金額を第１表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。

※　相続税法第19条の２第５項（隠蔽又は仮装があった場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用）の規定の適用があるときには、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の（第１表のⒶの金額）、⑥、⑦、⑨、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の（第３表のⒶの金額）、⑯、⑰及び⑲の各欄は、第５表の付表で計算した金額を転記します。

【記載例：第11表　相続税がかかる財産の明細書】

相続税がかかる財産の明細書

（相続時精算課税適用財産を除きます。）

被相続人	X

第11表（平成21年4月分以降用）

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況	区分	1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割
	分割の日	・ ・	・ ・	

財産の明細							分割が確定した財産	
種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量 / 固定資産税評価額	単価 / 倍数	価額	取得した人の氏名	取得財産の価額
土地	自宅			円	円	(10,000,000)円 50,000,000	Y	円 10,000,000
家屋	自宅					5,000,000	Y	5,000,000
預金						50,000,000	Y	50,000,000
						10,000,000	A	10,000,000
						30,000,000	B	15,000,000
							C	15,000,000
有価証券	甲社					500,000,000	A	500,000,000
家庭用財産						1,000,000	Y	1,000,000
生保						(0) 20,000,000	A	0

合計表	財産を取得した人の氏名		（各人の合計）	Y	A	B	C	
	分割財産の価額	①	円	円	円	円	円	円
	未分割財産の価額	②						
	各人の取得財産の価額（①＋②）	③	606,000,000	66,000,000	510,000,000	15,000,000	15,000,000	

（注）1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。
2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から㉘までの該当欄に転記します。

【様式：納税猶予の継続届出書】

非上場株式等についての 贈与税 / 相続税 の納税猶予の継続届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長

届出者　〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法 第70条の７第１項 / 第70条の７の２第１項 / 第70条の７の４第１項 の規定による 贈与税 / 相続税 の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条 第10項 / 第10項 / 第８項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。

非上場株式等の	贈与を受けた相続(遺贈)があった	年月日	平成　年　月　日	
贈与者 被相続人	住所		氏名	

この届出書は、認定(贈与・相続)承継会社、贈与者ごとに作成してください。

1　経営(贈与・相続)報告基準日（以下「基準日」といいます。）　平成＿＿年＿＿月＿＿日

2　１の基準日における猶予中 贈与税 / 相続税 額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

3　１の基準日において有する特例(受贈・相続)非上場株式等（以下「**非上場株式等**」といいます。）の数又は金額　＿＿＿＿＿＿＿＿株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※　記載に当たっては、裏面の記載方法等の「２」をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額
イ	・　・			株（口・円）
ロ	・　・			株（口・円）
ハ	・　・			株（口・円）

4　認定（贈与・相続）承継会社の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿

5　１の基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【 添付書類 】　認定(贈与・相続)承継会社に係る基準日における次に掲げる書類

① 定款の写し
② 登記事項証明書（基準日以後に作成されたものに限ります。）（※１）
③ 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
④ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書（※１）
⑤ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第14項の確認書の写し及び同条第２項又は第４項の報告書の写し（※２）
⑥ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
⑦ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の４に掲げる書類

（※１）②及び④の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日以前である場合には提出する必要はありません。
（※２）⑤の書類は、基準日が申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
	年　月　日				

【様式：認定承継会社に関する明細書】

認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入　方 ※	確　認 ※

租税特別措置法施行令　第40条の８第35項
第40条の８の２第42項　の規定による継続届出書の提出における認定（贈与・相続）承継会社に関する明細は、次のとおりです。

認定（贈与・相続）承継会社の名称	（変更前）	本店の所在地	（変更前）

この届出書を提出する日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額（注１）	①　直前の事業年度	②　２期前の事業年度	③　３期前の事業年度
	円	円	円

経営（贈与・相続）報告基準日（以下「基準日」といいます。）の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	・　・
	事　由	

※基準日が特例の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日の翌日以後である場合には、その基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定（贈与・相続）承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

①　直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額			円	
②　直前の事業年度末における準備金の額			円	
③　直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額			円	
④　直前の事業年度における総収入金額			円	
⑤　直前の事業年度（末）における特定資産の帳簿価額及び運用収入（注２）			帳簿価額	運用収入
	有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a 円	j 円
		特別子会社の株式又は持分以外のもの（上記株式又は持分を除く。）	b 円	k 円
	不動産	現に自ら使用しているもの以外	c 円	l 円
	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d 円	m 円
	絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e 円	n 円
	現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f 円	o 円
		経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g 円	p 円
⑥　剰余金の配当等の額（基準日の直前の事業年度末以前５年間に支払われたもの）（注３）		経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h 円	
		会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i 円	
⑦　上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g+h+i）			円	
⑧　上記⑤の特定資産の運用収入の合計額（j+k+l+m+n+o+p）				円
⑨　特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合（⑦/(③+⑥)）		%	⑩　特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑧/④）	%

基準日における常時使用従業員数（注４）	人

この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。